

# 青森県報

第三百五十四号

令和三年  
九月一日  
(水曜日)

## 目次

○ 特定行為業務の登録	……………	(高年齢福祉 保険課)	…	一
○ 都市計画の変更	……………	(都市計画課)	…	一
○ 右 同	……………	( 同 )	…	二
○ 右 同	……………	( 同 )	…	二
○ 都市計画の決定	……………	( 同 )	…	二
○ 右 同	……………	( 同 )	…	二
○ 右 同	……………	( 同 )	…	二
○ 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	……………	(建築住宅課)	…	三
公 告				
○ 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	……………	(行政経営課)	…	三
○ 都市計画区域の指定	……………	(都市計画課)	…	三
○ 都市計画区域の変更	……………	( 同 )	…	四
○ 建設業者の許可の取消し	……………	(西北地域 県民局)	…	四
○ 右 同	……………	(上北地域 県民局)	…	四
○ 右 同	……………	(三八地域 県民局)	…	五
○ 右 同	……………	(上北地域 県民局)	…	五
○ 土地改良区の定款変更の認可	……………	(西北地域 県民局)	…	五
出先機関				

## 告 示

### 青森県告示第五百七十五号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二〇〇二三四	令和 三・八・三	株式会社 善世会	弘前市大 字五代一 字三〇の 五〇	ヘルパー ステーション 高館山	弘前市大 字五代一 字三〇の 五〇	令和 三・八・三	訪問介護
〇二〇〇二三五	〃	株式会社 善世会	弘前市大 字五代一 字三〇の 五〇	ヘルパー ステーション 高館山	弘前市大 字五代一 字三〇の 五〇	〃	介護予防 訪問介護

### 青森県告示第五百七十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、八戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分及び臨港地区に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び八戸市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第五百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、八戸都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び八戸市都市整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第五百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、八戸、六戸及び五戸都市計画下水道に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課、八戸市環境部下水道建設課、六戸町建設下水道課及び五戸町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図

- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第五百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、おいらせ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及びおいらせ町地域整備課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第五百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、おいらせ都市計画道路に関する都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及びおいらせ町地域整備課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第五百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、おいらせ都市計画下水道に関する都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県土木整備部都市計画課及びおいらせ町地域整備課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第五百八十二号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第四十条の規定により、次のとおり住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第四十一条第一項の規定により公示する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

住宅確保要配慮者居住支援法人	名 称	住所	支援業務を行う事務所の所在地	指 定 年 月 日
社会福祉法人むつ市社会福祉協議会	むつ市中央二丁目八の一	むつ市中央二丁目八の一	令和三年八月三十一日	

公

告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量  
 東北・新潟自治体情報セキュリティクラウドサービス（青森県分）移行業務委託一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 青森県総務部行政経営課  
 青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法  
 随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
 令和三年八月五日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
 SBテクノロジー株式会社  
 東京都新宿区新宿六丁目二七の三〇
- 六 契約金額  
 一億九十九万円
- 七 随意契約の理由  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号
- 八 契約の相手方を決定した手続  
 予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

都市計画区域の指定

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第一項の規定により、おいらせ都市

計画区域を次のとおり指定するので、同条第五項の規定により公告する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 都市計画区域の名称  
おいらせ都市計画区域
- 二 都市計画区域に含まれる土地の区域  
おいらせ町行政区域の全部

都市計画区域の変更

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、八戸都市計画区域を次のとおり変更するので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により公告する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 都市計画区域の名称  
八戸都市計画区域
- 二 都市計画区域の変更に係る土地の区域  
おいらせ町牛込平、後田、内山平、風嵐、上明堂、上前田、下明堂、下前田、下屋敷、新助川原、新田、千刈田、堤田、苗平谷地、沼端、東後谷地、東下川原、東前川原、一川目、深沢、深沢平、二川目、堀ノ内、松原、向平、洋光台、中野平、土取、瀬野、苗振谷地、高田、犬毛谷地、菜飯、秋堂、川端、彦七川原、木崎、下境、中平下長根山、染屋、間木、向川原、境田、沼小屋、三本木、西下谷地、中下田、馳下り、西前川原、上川原、三九郎及び小前谷地の全部  
おいらせ町豊栄、立蛇、向坂、黒坂谷地、西後谷地、明土及び丈の端の一部

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社東邦建築
- 二 代表者の氏名 松倉邦雄
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市内丸二丁目七の一二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一―二八）第三〇〇〇一八号
- 五 取消年月日 令和三年七月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
板金工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和三年七月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 石田組
- 二 氏名 石田俊明
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市柏桑野木田幾世二の三五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一―三一）第七〇〇〇三四号
- 五 取消年月日 令和三年七月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和三年七月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確

認められた。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社下田鋼建
- 二 代表者の氏名 小向仁
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町瀬野二四の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第五九七九号
- 五 取消年月日 令和三年七月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和二年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社アベシステム
- 二 代表者の氏名 阿部和房
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町大字上野字大長根一五〇の三

四 許可番号 青森県知事許可（特―二八）第一一六九七号

五 取消年月日 令和三年七月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

解体工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、西津軽土地改良区の定款の変更を令和三年八月十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年九月一日

西北地域県民局長 畑 内 圭 一

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円